

# 令和6年能登半島地震 射水市対応状況

令和6年2月14日現在

令和6年1月1日16時10分、能登半島沖を震源とする最大震度7（マグニチュード7.6）の地震が発生し、射水市で震度5強を観測した。また、同日16時12分には、石川県能登地方に大津波警報が、富山県においては津波警報が発表された。

**地震の概要** 発生時刻 令和6年1月1日16時10分  
 震源地 石川県能登地方  
 地震の規模 マグニチュード7.6（最大震度7石川県輪島市、志賀町）  
 県内震度 震度5強：富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村  
 5弱：滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町  
 4：魚津市、入善町

**津波の観測状況** 1月1日16時13分 富山市草島検潮所 第一波到達（引き波△50cm）  
 16時35分 同上 最大波 79cm

※気象庁現地調査で、海竜新町（レストランSazan裏）で1.5メートルの遡上高を確認

## Ⅰ 主な出来事

日時	内容
1月1日	16:10 震度5強発生
	16:12 津波警報発表 第2次非常配備 担当職員自動参集 消防部及び上下水道部職員は全員参集、それ以外は係長以上の職員全員参集
	16:30 災害対策本部設置
	17:00 1次避難所（73箇所）全ての開設指示（避難所担当職員対応）
	17:30 災害対策本部会議開催
	19:12 第3次非常配備 全職員参集指示
1月2日	22:30 災害対策本部会議開催
	1:15 津波警報解除 津波注意報発表
	10:00 災害対策本部会議開催 18:00 災害対策本部会議開催 （地震発生後1月19日まで 全17回開催）
1月2日～9日	各避難所へ職員配置、保健師による健康観察
1月9日	19:15 全避難所閉鎖
2月1日	災害対策本部から被災者支援・災害復興本部へ移行

## 2 適用法令の経過

1月1日 災害救助法 適用

- 支援内容
- ・避難所の設置
  - ・応急仮設住宅の供与
  - ・炊き出しその他による食品の給与
  - ・飲料水の供給
  - ・被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
  - ・医療及び助産
  - ・住宅の応急修理
  - ・学用品の給与
  - ・障害物の除去 外 ※これらの費用については、一定の基準に基づき国・県が負担

1月11日 激甚災害 適用

- 支援内容
- ・公共土木施設災害復旧事業等の嵩上げ
  - ・農地等の災害復旧事業等の嵩上げ など

同上 特定非常災害 適用

- 支援内容
- ・全壊家屋又は半壊家屋の損壊家屋等の解体費用について補助対象（災害対策債の適用）
  - ・運転免許のような許認可等の満了日の延長
  - ・法令上の義務を履行できない場合の免責等
  - ・法人の破産手続開始の特例
  - ・相続の承認又は放棄をすべき機関の特例
  - ・民事調停法による調停の申立ての手数料の特例

1月25日 被災者生活再建支援法 適用

※支援内容（国 1/2、県 1/2）

区分	基礎支援金 A	加算支援金 B		合計 A + B
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
① 全壊 (被害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	150万円
② 解体	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	100万円
③ 長期避難	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅除く）	25万円	25万円

※世帯人数が一人の場合は、表に記載されている金額×3/4 が支給額となる。

### 3 応援職員の受入れ

日 時	内 容
1月10日	・ 県危機管理局に対口支援を要請 → 青森県が対口支援都道府県に決定 ・ 相互応援協定締結3自治体（長野県千曲市、東京都荒川区、愛知県稲沢市）に被害認定調整要員の応援を要請
1月11日	家屋調査に係る応援の事前調査 青森県職員2人
1月12日	家屋調査に係る応援の事前調整 青森県職員2人
1月12日	罹災証明書発行事務等 県職員3名
1月13日から19日	県、富山市、魚津市、滑川市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町 ※1日当たり計5名体制
1月20日から31日	県2名
1月15日から 2月29日	長野県千曲市、東京都荒川区、愛知県稲沢市から各2名
1月15日から19日	青森県、同県市町村（青森市、十和田市、弘前市、黒石市、五所川原市、七戸町）から調査14名、総括3名
1月20日から24日	青森県、同県市町村（おつ市、八戸市、つがる市、藤崎町、南部町、鶴田町、田子町、深浦町、西目屋村、六ヶ所村）から調査20名、総括3名
1月25日から29日	青森県、同県市町村（三沢市、平川市、横浜町、東北町、今別町、階上町、五戸町、大間町、佐井村、風間浦村）から調査20名、総括3名
2月1日から12日	県2名
2月13日から 3月31日	県2名

### 4 災害ボランティアセンターの状況

1月 3日 市社会福祉協議会が開設

1月 4日 災害ボランティア受付・活動開始

1月31日 災害ボランティアセンター 閉鎖

(1) ボランティア登録人数 392名（12団体含む）

(2) 災害ボランティア活動 活動件数 14件  
活動人員 延べ243名

(3) 活動内容

- ・ ブロック塀の撤去
- ・ 液状化で泥が溜まった側溝の泥だし
- ・ 土嚢の運搬
- ・ 壊れたタンスの解体、運び出し 他

(4) ニーズ受付数 86件  
※ボランティア活動件数と比較しニーズ受付件数が多いのは、灯籠撤去等ボランティアで対応できなかったニーズを含むため

## 5 指定避難所等の避難者数

### (1) 指定避難所等

区分	避難所開設施設数・ 受入施設数	最大避難者数
指定避難所（一次避難所）	58	約7,400人
指定緊急避難場所（指定避難所以外）・ 津波避難ビル	8	約1,250人
上記以外の施設	10	約4,200人
合計	76	約12,850人

### (2) 福祉避難所の開設状況

- 1月2日 10:30 福祉避難所（特別養護老人ホーム 射水万葉苑）を開設  
避難者1人（要介護高齢者）
- 1月3日 14:05 避難者が帰宅したため、福祉避難所を閉鎖

## 6 被害状況

(1) 人的被害 負傷者 4名 重傷者 1名・軽傷者 3名

(2) 住家等被害（2月18日現在）

区分	主な構成要素の経済的 被害の損害割合	件数
全壊	50%以上	10
半壊	大規模半壊 40%以上 50%未満	9
	中規模半壊 30%以上 40%未満	5
	半壊 20%以上 30%未満	21
準半壊	10%以上 20%未満	62
一部損壊	10%未満	1,667
未分類		45
計		1,819

※罹災証明書発行に伴う被害家屋認定調査の結果

○被災建築物の応急危険度判定

対象箇所 港町北西部の一部 99件

実施日 1月4日

調査結果 調査済(緑)69件、要注意(黄)23件、危険(赤)7件

○個別建物の危険度判定(応急危険度判定に準ずる判定)

対象地区 市内全域

申し込み件数 211件

調査結果 調査済(緑)116件、要注意(黄)68件、危険(赤)27件

(3) 災害ごみの搬入(1月4日~)

持ち込み件数(累計)

単位:件

	クリーンピア射水 仮置き場	野手 埋立処分所	計
合計	4,243	280	4,523

(4) 断水件数 断水211件 1月3日に解消

(5) 道路通行止め 20箇所 <実施中>5箇所 <解除済>15箇所

(6) 消雪施設 40箇所 <散水不可>1箇所 <散水可能>39箇所

(7) 道路の液状化 29箇所 <全て通行可能>

(8) 道路陥没等 66箇所 <全て通行可能>

(9) 下水道施設 処理場5箇所、管渠5,050m 128スパン、雨水ポンプ場1箇所

(10) 水産業関係の被害

①漁港関連施設(県管理施設) 新湊西漁港、新湊東漁港、堀岡船だまり 岸壁等損傷他

②共同利用施設(新湊漁協管理施設) 4箇所

③漁具 定置網等損傷、カニかご流出

④養殖事業者施設(堀岡養殖漁業協同組合) 液状化による地盤沈下・隆起、設備損傷等

(11) 農業関係の被害

①共同利用施設(いみず野農業協同組合) 2件

②農地・農業用施設(地元(土地改良区)) 50件

③畜産事業者 1件

(12) 林道の被害 1件

(13) 公共施設の主な被害

- ①小中学校 全21校
- ②保育園 4園
- ③スポーツ施設、図書館、博物館 フットボールセンター（フィールド等隆起、支柱傾き他）他9施設
- ④文化施設 6施設
- ⑤コミュニティセンター 14箇所
- ⑥観光交流施設 2箇所
- ⑦都市公園 遊具の損傷、園路クラック、ブロック塀損傷等
- ⑧農林水産関係 新湊東漁港市営トイレ（浄化槽損傷）
- ⑨市営住宅 2箇所
- ⑩本庁舎、布目分庁舎別館、市民病院 等

(14) その他被害

- ・国登録、県指定、市指定文化財 18件

(15) 中小企業等の被災状況（2/1 現在（商工団体から聞き取り））

- ・250社以上に損害あり 被害額 約7億円～約12億円

(16) 主要観光施設予約キャンセルによる売り上げ減少額（2/1 現在（観光協会から聞き取り））

約4,700万円

7 主な被災者支援

区分	項目	内容	担当課
被災者の生活確保	見舞金 災害弔慰金の支給	生計維持者が死亡した場合に500万円、その他の者が死亡した場合に250万円	社会福祉課
	災害障害見舞金の支給	心身に重度の障害を受けた、世帯の生計維持者に250万円、その他の者に125万円	社会福祉課
	災害見舞金の支給	住宅の全壊世帯に10万円、半壊世帯に5万円、準半壊世帯に2万円	地域福祉課 (市単独事業)
	知事見舞金の支給	住宅の全壊世帯に10万円、半壊世帯に5万円	地域福祉課

被災者の生活確保	生活支援	被災者生活再建支援金の支給	住宅が全壊、半壊した世帯などに、被害の程度と住宅の再建方法などに応じて25万円～300万円(1人世帯は4分の3の額)	地域福祉課 (準半壊部分は市単独事業 3月補正予算(案)に計上)
		生活応援金	破損した日常生活用品購入を支援するために応援金を支給 ・対象者：本市に住所があり、罹災証明書における住家の被害の程度が全壊、半壊、準半壊である世帯の世帯主 ・支給金額：単身世帯5万円 2人以上世帯10万円	地域福祉課 (市単独事業 3月補正予算(案)に計上)
		学用品の給与	住宅の全壊、半壊により学用品を喪失または損傷した児童生徒に学用品を給与	学校教育課
		保育料の免除	住宅が全壊、半壊した世帯の3歳未満児の保育料を免除	子育て支援課
		高校の授業料などの免除	住宅が全壊、半壊した方の高校(県立・私立とも)の授業料などを免除	【公立】富山県 県立学校課 【私立】富山県 学術振興課
	資金貸付	災害援護資金の貸付	1か月以上の負傷、または住宅、家財に大きな被害を受けた世帯主に、被害の程度などに応じて150万円～350万円を貸付	社会福祉課
		生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付	被災した世帯に緊急・一時的に必要な生活費を貸付 限度額：原則10万円以内(特別の場合20万円以内)	射水市社会福祉協議会
		災害復旧資金の貸付	勤労者またはその家族に住宅の復旧などに必要な資金を貸付 限度額：150万円	北陸労働金庫の各支店

被災者の生活確保	災害ごみ	災害ごみの処理 手数料の免除	災害により家庭から発生した家具やがれき などを処理する手数料を免除 ※罹災証明書、罹災届出証明書又は手数料 減免決定通知書（環境課で申請）の提示が 必要	環境課 （市単独事業）
	建物などの解体・撤去	被災家屋等の公 費による解体・ 撤去	罹災証明書により「半壊」以上の判定を受け た住家等又は事業所等（中小企業者等が所有 するものに限る。）について、所有者の申請に 基づき、市が所有者に代わって被災家屋等の 解体・撤去を実施	環境課 （3月補正予算 （案）に計上）
		地震被害ブロッ ク塀等 の撤去	倒壊の恐れがある残存ブロック塀等の撤去 費用の3分の2を補助(上限5万円)	建築住宅課 （市単独事業）
		空き家解体補助 金	・老朽危険空き家の解体・撤去費用の5分の4 を補助(限度額50万円)	建築住宅課
			・老朽空き家の解体・撤去費用の2分の1を 補助（限度額25万円）	建築住宅課 （市単独事業）
	住宅の確保	住宅の部分修理	準半壊以上の被害を受けた住宅について、屋 根 や窓、トイレ、浴槽など、生活に不可欠な 部分 の応急修理を市が業者と契約して実施 ※業者選定は申込者が自分で行う必要あり。 限度額 ・全壊、半壊 70万6,000円 ・準半壊 34万3,000円	建築住宅課
		市営住宅の一時 提供	住宅が半壊以上の被害を受けた方に市営住 宅を一時的に提供。家賃は最大1年間免除、 敷金免除（共有費と光熱水費は自己負担）	建築住宅課 （市単独事業）
		住宅の取得支援	全壊・半壊世帯が住宅を取得される場合（新 築建替、新築住宅を取得して市内転居する場 合も含む）、いみず住まい等応援事業補助金 に補助額を加算して支給（上限300万円）	観光・定住課 （市単独事業 令和6年度当初 予算（案）計上）
	市税等・上下水道料金の減免など	市税の徴収猶予	災害に起因し納税をすることができないと 認められる金額を限度として、原則1年以 内の一定期間、納税を猶予	収納対策課
		固定資産税の減 免	住宅などが半壊以上の被害を受けた人の固 定資産税を被害の程度に応じて減免	課税課



市税等・上下水道料金の減免など	個人市・県民税の減免	住宅などが中規模半壊以上の被害を受けて、著しく納税が困難となった方の個人市県民税を被害の程度に応じて減免	課税課
	国民健康保険税の減免	住宅などが半壊以上の被害を受けた方の国民健康保険税を被害の程度に応じて減免	保険年金課
	後期高齢者医療保険料の減免	住宅などが半壊以上の被害を受けた方の後期高齢者医療保険料を被害の程度に応じて減免	保険年金課
	国民健康保険または後期高齢医療保険の医療費の免除	住宅などが半壊以上の被害を受けた方の医療費の窓口負担分を免除	保険年金課
	介護保険料の減免	住宅などが半壊以上の被害を受けた方の介護保険料を被害の程度に応じて減免	介護保険課
	介護サービス利用料の免除	住宅などが半壊以上の被害を受けた方の介護サービス利用料を免除	介護保険課
	障がいサービス利用料の免除	住宅などが半壊以上の被害を受けた方の障がいサービス利用料を被害の程度に応じて免除	社会福祉課
	国民年金保険料の免除	住宅、家財、その他財産についておおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、住家等の被害の程度に応じて免除	保険年金課
	上下水道料金の減免	屋内漏水などにより通常使用水量を上回る場合に増加水量に相当する金額を減免	上下水道お客様センター
その他	災害復旧地域活動支援金の交付 公共の用に供されている道路などのほか、地域で広く公共的に利用されている構造物等の被害復旧に係る地域活動を行った自治会及び町内会に支援金として5万円を交付	市民活躍・文化課 (市単独事業 3月補正予算 (案)に計上)	

## 8 被災地への派遣

### (1) 市民病院

依頼元	行き先	派遣者	派遣期間
日本病院薬剤師会	珠洲市総合病院	薬剤師1名	R6.1.10~16

### (2) 消防本部

依頼元	行き先	活動内容	派遣人員	派遣期間
総務省消防庁 緊急消防援助隊	珠洲市	救急・支援	5名	R6.1.10~13
			5名	R6.1.13~16
			5名	R6.1.16~19
			5名	R6.1.19~22
総務省消防庁 県外広域応援	輪島市 輪島消防署	消火	5名	R6.2.6~9
			4名	R6.2.24~27
			4名	R6.3.13~16 (見込み含む)

## 9 石川県からの避難者

### (1) 親せき宅等へ避難

住所地	把握した最大数		2/7現在 把握数	
	世帯	人数	世帯	人数
七尾市	3	9	1	2
輪島市	9	18	5	7
珠洲市	2	2	1	2
羽咋市	1	2		
穴水町	2	4	1	3
能登町	2	3	1	2
計	19	38	9	16

※市ホームページ、市公式LINEアカウントにより、情報提供を呼びかけ、訪問等により要望等の聞き取りを行った。

### (2) 市民病院での入院受入れ

転院元医療機関	受入数	受入日	避難状況	備考
県内病院	8名	1/15、1/16	石川県高齢者施設から避難	市内介護施設へ
	1名	1/24	珠洲市内病院から転院	石川県内病院へ2/2
石川県内病院	1名	1/26	穴水町内病院から転院	市内介護施設へ2/26

※石川県高齢者施設からの避難者8名は市内介護施設へ順次入所(2/14済)

(3) 市民病院→市内高齢者施設で受入れ

市内特別養護老人ホーム6施設に9人受入れ(内1名2/26予定)